国立大学法人東京医科歯科大学 M&D データ科学センター規則

（令和２年４月１日
規 則 第 ５ ２ 号）

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成１６年規程第１号）第２７条に基づき、M&D データ科学センター（以下「センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、大学内の各組織と連携して、メディカルデータ科学研究を推進し、その研究成果等を基盤とした教育プログラム開発を行うことにより、健康長寿社会の実現に寄与する統合先制医歯保健学の世界的教育・研究拠点を形成することを目的とする。

（センターの構成）

第３条　センターに、前条の目的を達成するために、次に掲げる部門を置く。

(1) AI・ビッグデータ研究部門
(2) 生体多元情報研究部門
(3) ヘルスインテリジェンス部門
(4) データ科学アルゴリズム設計・解析部門
(5) メディカル統計数理研究部門
(6) データ科学 ELSI 研究部門
(7) スマートホスピタル部門
(8) データ科学戦略開発部門

（センターの業務）

第４条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 多元情報に基づく次世代バイオメディカル研究の推進に関すること。
(2) メディカルデータ科学教育のプログラム開発に関すること。
(3) 戦略的産学連携の推進に関すること。
(4) スマートホスピタルの実装化の推進に関すること。

（センター長・副センター長）

第５条　センターにセンター長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

２　センター長は、センターの管理運営について総括する。

３　センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。

４　センター長の任期の末日は、当該センター長を指名する学長の任期の末日以前とする。ただし、定年退職日が学長の任期の末日以前である場合は、当該定年退職日までとする。

５　前項ただし書きの場合、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

６　センター長は必要に応じて副センター長を置くことができることとし、副センター長は、センター長が指名する者をもって充てる。

７　前項の副センター長の任期は、センター長の任期を超えることができないものとする。

（教職員）
第６条　センターに、センター長のほか必要な教職員を置くことができる。

（センター運営会議）
第７条　センターに、Ｍ＆Ｄデータ科学センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。
２　運営会議は、センターの運営に関する重要な事項及び人事に関する事項その他第４条に掲げる業務を遂行するため必要な事項を審議する。

（構成員）
第８条　運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
（1）センター長
（2）センターに所属する教授
（3）学長が必要と認める者
（4）その他センター長が必要と認める者
２　前項第３号に掲げる委員は、学長が委嘱する。
３　第１項第４号に掲げる委員は、センター長が委嘱する。

（委員の任期等）
第９条　前条第１項第３号及び第４号に掲げる委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長又はセンター長の任期の末日以前とする。
２　前条第１項第３号及び第４号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）
第１０条　運営会議に議長を置き、学長が指名する者をもって充てる。
２　議長は、運営会議を招集し、これを主宰する。

（議事）
第１１条　運営会議は、委員の３分の２以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。
２　運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第１２条　運営会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

（事務）
第１３条　センターに関する事務は、統合イノベ―ション機構事務部で処理する。

（雑則）
第１４条　この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日規則第３２号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年７月２８日規則第７８号）

この規則は、令和３年７月２８日から施行する。

附　則（令和４年３月２５日規則第１８２号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３０日規則第１４７号）

この規則は、令和５年３月３０日から施行し、令和５年３月１日から適用する。